

■介護事業所「廃止」の場合、事業者が経営情報を報告 厚労省

- ・厚生労働省は、「介護サービス事業者経営情報」の報告に関する Q&A (Vol.2) を出し、「廃止」された事業所の経営情報は事業者が報告する取り扱いを示した。例えば会計年度4-3月の事業所を2023年度中に廃止した場合も、サービスへの対価が100万円を超えていたら25年1-3月に報告する必要がある。ただ、事業者自体が廃業・閉鎖・解散している場合は報告を求めない。
- ・介護サービス事業者経営情報の報告は原則全ての事業者が対象で、介護サービス事業の収益や費用などを会計年度の終了から3カ月以内に原則として事業所・施設単位で報告する。ただ、24年3月31日-12月31日に会計年度が終了する場合、初回の報告は25年1-3月に同省の「介護事業財務情報データベースシステム」(仮称)で行う。
- ・Q&Aによると、会計年度が2月から翌年1月までの事業所や、3月から翌年2月までの事業所は、初回の報告を25年1-3月に行う必要はなく、会計年度の終了から3カ月以内に行う。
- ・また、介護サービスのほかに、報告対象外の介護予防・日常生活支援総合事業を提供している事業所は、総合事業の部分を除外せずに報告しても差し支えない。ただ、その場合は総合事業サービスのデータが含まれていることをシステム上で別途入力する必要がある。
- ・介護サービスのほかに医療・障害福祉サービスを提供しており、介護サービスとそれ以外に収益や費用などを振り分けられる場合は、振り分けたデータを報告・登録する。それが難しい際は、介護サービス以外のデータを含めて報告し、そのことをシステムで入力する。
- ・一方、医療・障害福祉以外のサービスと特定の収益や費用を分けることが、どうしても困難な事情がある場合は、都道府県と個別に相談するよう求めた。
- ・複数の事業所が同じ拠点にあり、拠点単位でしか会計処理をしていないなど、やむを得ない場合は、事業所単位ではなく拠点単位での報告を認める。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1325「介護サービス事業者経営情報の報告等に関する Q&A (Vol.2)」の発出について

(令和6年10月31日) 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001324295.pdf>